

令和6年第1回水戸市議会定例会議案

水 戸 市

議 案

〔令和6年3月4日〕
〔第1回水戸市議会定例会〕

市議会議案第4号	公の施設の広域利用に関する協議について	1
〳　第5号	公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する 条例	7
〳　第6号	水戸市職員定数条例の一部を改正する条例	9
〳　第7号	市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例	11
〳　第8号	水戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例	13
〳　第9号	水戸市企業誘致のための固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正 する条例	15
〳　第10号	水戸黄門ふるさと基金条例の一部を改正する条例	17
〳　第11号	水戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正す る条例	19
〳　第12号	水戸市障害福祉サービス事業基準条例の一部を改正する条例	21
〳　第13号	水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例の一部を改正する条例	25
〳　第14号	水戸市障害者支援施設基準条例の一部を改正する条例	35
〳　第15号	水戸市指定障害者支援施設等基準条例の一部を改正する条例	39
〳　第16号	水戸市指定通所支援事業等基準条例の一部を改正する条例	43
〳　第17号	水戸市軽費老人ホーム基準条例の一部を改正する条例	49
〳　第18号	水戸市養護老人ホーム基準条例の一部を改正する条例	51
〳　第19号	水戸市特別養護老人ホーム基準条例の一部を改正する条例	53
〳　第20号	水戸市指定居宅サービス事業等基準条例等の一部を改正する条例	55
〳　第21号	水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例等の一部を改正する条例	65
〳　第22号	水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を改正する条例	75
〳　第23号	水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例の一部を改正する条例	81
〳　第24号	水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例の一部を改正する条例	85
〳　第25号	水戸市指定介護予防支援事業等基準条例の一部を改正する条例	87
〳　第26号	水戸市指定介護老人福祉施設基準条例の一部を改正する条例	89
〳　第27号	水戸市介護老人保健施設基準条例の一部を改正する条例	91
〳　第28号	水戸市介護医療院基準条例の一部を改正する条例	93
〳　第29号	水戸市介護保険条例の一部を改正する条例	95
〳　第30号	水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例	97
〳　第31号	水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例	99
〳　第32号	水戸市斎場条例の一部を改正する条例	101
〳　第33号	水戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正す る条例	105

市議会議案第34号	水戸市建築基準条例の一部を改正する条例	107
〳	第35号 水戸市都市公園条例の一部を改正する条例	109
〳	第36号 水戸市営住宅及び特定市営住宅条例の一部を改正する条例	113
〳	第37号 水戸市立小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例	115
〳	第38号 水戸市小吹運動公園条例の一部を改正する条例	117
〳	第39号 令和6年度水戸市一般会計予算	119
〳	第40号 令和6年度水戸市国民健康保険会計予算	127
〳	第41号 令和6年度水戸市公設地方卸売市場事業会計予算	131
〳	第42号 令和6年度水戸市駐車場事業会計予算	135
〳	第43号 令和6年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算	139
〳	第44号 令和6年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算	141
〳	第45号 令和6年度水戸市介護保険会計予算	143
〳	第46号 令和6年度水戸市介護サービス事業会計予算	147
〳	第47号 令和6年度水戸市後期高齢者医療会計予算	149
〳	第48号 令和6年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算	151
〳	第49号 令和6年度水戸市水道事業会計予算	153
〳	第50号 令和6年度水戸市下水道事業会計予算	157

公の施設の広域利用に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、水戸市と笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村との間において、公の施設の広域利用に関する協定を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

(参考)

地方自治法抜粋

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第244条の3第2項 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

同条第3項 前2項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

公の施設の広域利用に関する協定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村（以下「協定市町村」という。）は、協定市町村が設置する公の施設を協定市町村の住民が相互に利用すること（以下「広域利用」という。）について、次の条項により協定する。

（対象施設）

第1条 広域利用の対象となる公の施設（以下「対象施設」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

（対象者）

第2条 広域利用の対象となる者は、協定市町村に住所を有し、かつ、余暇等を利用してスポーツ、レクリエーション、教養文化活動その他の活動をするために対象施設を利用する者とする。

（利用の手続）

第3条 広域利用による対象施設の利用の手続は、当該施設を設置する市町村の住民と同じ手続とする。

（使用料）

第4条 広域利用による対象施設の使用料の額は、当該施設を設置する市町村の住民と同じ額とする。

（経費負担）

第5条 対象施設の維持管理及び運営に要する経費は、当該施設を設置する市町村の負担とする。

（協定書の廃止等）

第6条 令和4年4月1日付けで締結した公の施設の広域利用に関する協定書（以下「原協定書」という。）は、令和6年3月31日限り、廃止する。ただし、同日以前に、原協定書の規定に基づき利用の手続がなされたものについては、なお従前の例による。

（定めのない事項）

第7条 この協定に定めのない事項については、協定市町村が協議して定めるものとする。

別表（第1条関係）

市町村名	施設名	所在地	
水戸市	千波公園	テニスコート	水戸市2509番地の1
	青柳公園	屋内プール	水戸市水府町864番地の6
		市民体育館	
	総合運動公園	市民球場	水戸市見川町2256番地
		軟式球場	
		体育館	
		テニスコート	
		相撲場	
	大塚池公園	野球場	水戸市大塚町1827番1
	東町運動公園	体育館	水戸市緑町2丁目3番10号
		テニスコート	
	東部公園	サッカー場	水戸市渋井町406番地の2
	水戸市大串貝塚ふれあい公園	テニスコート	水戸市塩崎町1064番地の1
		プール	
	田野市民運動場		水戸市田野町1307番
	元石川市民運動場		水戸市元石川町1687番
	水戸市小吹運動公園	屋内プール	水戸市小吹町820番地の2
		体育館	
		野球場	
	水戸市立競技場	主競技場	水戸市小吹町2058番地の1
		補助競技場	
水戸市常澄運動場	野球場	水戸市大場町468番1	
	陸上競技場		
水戸市常澄健康管理トレーニングセンター	体育館	水戸市塩崎町1200番地の1	
	テニスコート		
水戸市立サッカー・ラグビー場		水戸市河和田町3438番地の1	
水戸市内原ヘルスパーク	健康増進センター	水戸市内原町1384番地の2	
	テニスコート		
	野外ステージ		
水戸市下入野健康増進センター	屋内プール	水戸市下入野町1944番地の1	
	トレーニング室		
	多目的室		
	会議室		
	温浴施設		
	グラウンドゴルフ場		
水戸市立中央図書館		水戸市大町3丁目3番20号	
水戸市立東部図書館		水戸市元吉田町1973番地の27	

	水戸市立西部図書館		水戸市堀町2311番地の1
	水戸市立見和図書館		水戸市見和2丁目500番地の2
	水戸市立常澄図書館		水戸市大串町2134番地
	水戸市立内原図書館		水戸市内原町1497番地の16
	水戸市少年自然の家		水戸市全隈町80番地の1
	水戸芸術館	塔	水戸市五軒町1丁目6番8号
	植物公園	植物園	水戸市小吹町504番地
笠間市	笠間芸術の森公園スケートパーク	スケート広場	笠間市笠間2345番地
		休憩施設	
	笠間市立笠間図書館		笠間市石井2023番地1
	笠間市立友部図書館		笠間市平町2084番地
	笠間市立岩間図書館		笠間市下郷5140番地
ひたちなか市	ひたちなか市総合運動公園	市民球場	ひたちなか市新光町49番地
		総合体育館	
		陸上競技場	
		テニスコート	
		レクリエーション広場	
		スポーツ広場	
	ひたちなか市那珂湊運動公園	第一野球場	ひたちなか市新光町552番地40
		テニスコート	
		多目的運動広場	
		相撲場	
	ひたちなか市松戸体育館		ひたちなか市松戸町2丁目6番1号
	ひたちなか市那珂湊体育館		ひたちなか市鍛冶屋窪3566番地
	ひたちなか市那珂湊第二野球場		ひたちなか市西十三奉行11652番地の2
	津田運動ひろば		ひたちなか市大字津田701番地
	佐野運動ひろば		ひたちなか市大字高野2456番地
	石川運動ひろば		ひたちなか市石川町10番地
	六ツ野スポーツの杜公園	グラウンド	ひたちなか市中根字六ツ野4880番地2
	東石川第4公園	グラウンド	ひたちなか市石川町25番地
	西原公園	グラウンド	ひたちなか市足崎字西原1476番地1
	ひたちなか市立中央図書館		ひたちなか市元町5番3号
ひたちなか市立那珂湊図書館		ひたちなか市鍛冶屋窪3566番地	
ひたちなか市立佐野図書館		ひたちなか市大字高場1362番地の1	
那珂市	那珂総合公園	アリーナ	那珂市戸崎428番地2
		サブアリーナ	
		会議室	
		テニスコート	
		多目的広場	

		野球場	
	中谷原公園	テニスコート	那珂市戸6000番地
	ふれあいの杜公園	多目的広場	那珂市中里1246番地
		芝生広場	
		テニスコート	
	瓜連体育館	アリーナ	那珂市古徳310番地
	神崎グラウンド		那珂市横堀1721番地
	神崎テニスコート		那珂市横堀1721番地
	那珂市立図書館		那珂市菅谷2995番地 1
小美玉市	希望ヶ丘公園	野球場	小美玉市中台418番地
		多目的広場	
		テニスコート	
	玉里運動公園	野球場	小美玉市栗又四ヶ2315番地 1
		多目的広場	
		テニスコート	
	小美玉市小川運動公園	体育館	小美玉市与沢532番地 1
		野球場	
		多目的広場	
		テニスコート	
	小美玉市小川海洋センター	プール	小美玉市野田269番地 1
	小美玉市玉里海洋センター	体育館	小美玉市栗又四ヶ2406番地 4
		プール	
		トレーニングルーム	
艇庫			
小美玉市小川図書館		小美玉市小川1664番地 2	
小美玉市玉里図書館		小美玉市高崎291番地 3	
小美玉市やすらぎの里小川		小美玉市中延1508番地 1	
茨城町	運動公園	多目的広場	茨城町大字越安1397番地
		野球場	
		テニスコート	
		プール	
		ターゲットバードゴルフコース	
	フォレストぬまさきグラウンド		茨城町大字宮ヶ崎1443番地外
	茨城町総合福祉センター 「ゆうゆう館」	図書館	茨城町大字小堤1037番地 1
大洗町	大洗町総合運動公園	体育館	大洗町成田町1626番地
		多目的広場	
		野球場	

		陸上競技場	
	大洗町ビーチテニスクラブ		大洗町磯浜町8231番地の20
	大洗町漁村センター		大洗町磯浜町6881番地の88
城 里 町	城里町常北運動公園	野球場	城里町大字上青山10番地
		運動広場	
		テニスコート	
	城里町上古内多目的運動広場		城里町大字上古内1101番地
	城里町健康管理トレーニングセンター		城里町大字下青山1番地の1
	城里町桂体育館		城里町大字阿波山167番地
	城里町大桂公園		城里町大字阿波山河川敷
	城里町下赤沢運動広場		城里町大字下赤沢613番地の1
	城里町塩子運動広場		城里町大字塩子3696番地
	城里町立桂図書館		城里町大字阿波山173番地の2
	グリーン桂うぐいすの里	テニスコート	城里町大字錫高野2391番地
		野球場	
	コミュニティセンター城里	ホール	城里町大字石塚1428番地の1
		和室	
サークル室			
研修室			
図書室			
東海村	東海村総合体育館	主競技場	東海村大字船場749番地3
		サブ競技場	
		柔剣道場	
		弓道場	
東海村テニスコート		東海村大字船場534番地5	
阿漕ヶ浦公園	野球場	東海村大字村松141番地3	
	ホッケー場		
東海村立図書館		東海村大字船場774番地5	
東海文化センター	ホール	東海村大字船場768番地15	
	楽屋		
	会議室		
	ステージ		
	ホワイエロビー		
展示室			
東海駅コミュニティ施設		東海村舟石川駅西一丁目1番1号	

この協定の成立を証するため、本書9通を作成し、協定市町村が記名押印の上、各1通を保有する。

公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例

公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例（平成13年水戸市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中

「	東町運動公園	体育館
		テニスコート
」		を
「	東町運動公園	体育館
		テニスコート
	東部公園	サッカー場
」		に

改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

市議会議案第6号

水戸市職員定数条例の一部を改正する条例

水戸市職員定数条例（昭和39年水戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「1,338人」を「1,310人」に改め、同条第3号中「5人」を「4人」に改め、同条第5号中「178人」を「166人」に改め、同条第8号中「178人」を「176人」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給料の特例に関する条例（平成17年水戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「付則第2項において」を「以下」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和5年7月1日後初めて行われる市長選挙の当選人に係る任期の起算日の前日」に改める。

第3条中「令和6年3月31日」を「令和5年7月1日後初めて行われる市長選挙の当選人に係る任期の起算日の前日」に改める。

付則第2項中「又は令和6年3月31日のいずれか遅い日」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

水戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年水戸市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「，期末手当及び勤勉手当」に改める。

第10条第1項中「この条」の次に「及び次条」を，「は，」の次に「月額で報酬を定められている者にあつては」を加え，「日）」を「日。以下この項において同じ。）現在における基本報酬の額，日額又は時間額で報酬を定められている者にあつては基準日」に，「報酬（第2号会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める）」を「日額及び時間額による報酬の額（時間外勤務，休日勤務及び夜間勤務に係る報酬の）」に改め，同条第2項中「に至った」を「である」に改め，「，当該会計年度において」を削り，同条第3項中「に至った」を「である」に改め，同条の次に次の1条を加える。

（第1号会計年度任用職員の勤勉手当）

第10条の2 給与条例第21条の規定は，任期が6月以上の第1号会計年度任用職員について準用する。この場合において，同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては，給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは，「月額で報酬を定められている者にあつてはそれぞれの基準日現在における基本報酬の額，日額又は時間額で報酬を定められている者にあつては基準日以前6月以内の第1号会計年度任用職員としての在職期間における日額及び時間額による報酬の額（時間外勤務，休日勤務及び夜間勤務に係る報酬の額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が6月に満たない第1号会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上であるときは，当該第1号会計年度任用職員は，前項に規定する任期が6月以上の第1号会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において，前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され，同日の翌日に第1号会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上であるときは，第1項に規定する任期が6月以上の第1号会計年度任用職員とみなす。

第16条の次に次の1条を加える。

（第2号会計年度任用職員の勤勉手当）

第16条の2 給与条例第21条の規定は，任期が6月以上の第2号会計年度任用職員について準用する。

2 第10条の2第2項及び第3項の規定は，第2号会計年度任用職員について準用する。この場合において，同条第2項中「前項」とあり，及び同条第3項中「第1項」とあるのは，「第16条の2第1項」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和6年4月1日から施行する。

(水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

2 水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年水戸市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「及び期末手当」を「, 期末手当及び勤勉手当」に改める。

第12条第1項中「この項」の次に「及び次条第1項」を加える。

第13条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員の勤勉手当に関する任期の算出については、水戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第10条の2第2項及び第3項の規定を準用する。

(水戸市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 水戸市職員の育児休業等に関する条例(平成4年水戸市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。)」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))」に改める。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

市議会議案第9号

水戸市企業誘致のための固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

水戸市企業誘致のための固定資産税等の課税免除に関する条例（平成26年水戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

(1) 削除

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸黄門ふるさと基金条例の一部を改正する条例

水戸黄門ふるさと基金条例（平成20年水戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中「前条の」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の2に規定する寄附として受け入れた寄附金
- (2) 前号に掲げるもののほか、水戸のまちの活性化や魅力の創出のための寄附金

第6条中「場合」の次に「（第2条第1号に掲げる寄附金として積み立てた額にあっては、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てる場合）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

水戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年水戸市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 番号利用法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 番号利用法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第3条第4項中「番号利用法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第5項中「前2項の規定による特定個人情報」を「第3項の規定による特定個人情報の利用又は前項の規定による利用特定個人情報」に改め、「当該特定個人情報」の次に「又は当該利用特定個人情報」を加える。

別表第1中

「	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの	」を
「	私立学校教職員共済法，厚生年金保険法（昭和29年法律第115号），国家公務員共済組合法，国民年金法（昭和34年法律第141号）又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの	」に，
「	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの	」を
「	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）による公的給付の支給等に関する情報であって規則で定めるもの	」に

改める。

付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市障害福祉サービス事業基準条例の一部を改正する条例

水戸市障害福祉サービス事業基準条例（令和2年水戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 自立訓練（生活訓練）（第57条－第61条）」を

「第5章 自立訓練（生活訓練）（第57条－第61条）」を

第5章の2 就労選択支援（第61条の2－第61条の8）」に改める。

第2条第1項第3号中「，医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削り，「同条第4項」を「同条第3項」に，「同条第5項」を「同条第4項」に，「同条第6項」を「同条第5項」に改める。

第3条第1項中「次章」の次に「から第5章まで及び第6章」を加える。

第15条第1項中「市」を「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」に改める。

第17条中第5項を第6項とし，第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ，第1項の次に次の1項を加える。

2 療養介護事業者は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第18条第2項中「行い」を「行うとともに，利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め，同条第10項中「第7項」を「第8項」に，「第8項」を「第9項」に改め，同項を同条第11項とし，同条第9項を同条第10項とし，同条第8項を同条第9項とし，同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）」を加え，同項を同条第8項とし，同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め，同項を同条第7項とし，同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を，「開催し」の次に「，当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え，同項を同条第6項とし，同条第4項を同条第5項とし，同条第3項を同条第4項とし，同条第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は，アセスメントに当たっては，利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には，適切に意思決定の支援を行うため，当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第19条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は，業務を行うに当たっては，利用者の自己決定の尊重を原則とした上で，利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には，適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第39条第1項第3号及び同条第4項並びに第53条第1項第2号及び同条第4項中「又は作業療法士」を「，作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第55条第1項中「第64条第1項」を「第62条の2」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 就労選択支援

（基本方針）

第61条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

(規模)

第61条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第61条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として規則で定めるものをいう。以下同じ。）

就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(実施主体)

第61条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第61条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指

定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第61条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第61条の8 第9条、第10条、第14条から第17条まで、第20条、第25条から第27条まで、第29条から第33条の2まで、第35条から第38条まで、第41条、第43条、第44条及び第46条から第50条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第62条の次に次の1条を加える。

(規模)

第62条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第64条第1項中「就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）」を「就労移行支援事業所」に改める。

第70条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第70条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第71条中「から第11条まで」を「、第10条」に改める。

第87条中「及び第54条」を「、第54条及び第70条の2」に改める。

第90条中「第54条」の次に「、第70条の2」を加える。

第91条第1項中「、指定医療型児童発達支援（指定通所支援等基準条例第68条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、目次及び第3条第1項の改正規定、第5章の次に1章を加える改正規定、第70条の次に1条を加える改正規定並びに第87条及び第90条の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例の一部を改正する条例

第1条 水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例（令和2年水戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「，指定通所支援等基準条例第68条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第3条第1項中「適正」を「適性」に改める。

第8条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第13条第3項中「市」を「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」に改める。

第15条及び第20条第1項中「市」を「市町村」に改める。

第25条中「について市に情報を提供する」を「を市町村に報告する」に改める。

第26条第1項中「市」を「市町村」に改める。

第28条中第5号を第6号とし，第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ，第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第29条第2項中「当該居宅介護計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に」を加える。

第32条（見出しを含む。）中「市」を「市町村」に改める。

第33条に次の1項を加える。

4 サービス提供責任者は，業務を行うに当たっては，利用者の自己決定の尊重を原則とした上で，利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には，適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第51条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

第53条第1項第1号中「市」を「市町村」に改める。

第56条第7項中「（昭和22年法律第164号）」を削る。

第60条第2項中「市」を「市町村」に，「情報の提供をしなければ」を「報告しなければ」に改める。

第63条中「について市に情報を提供する」を「を市町村に報告する」に改める。

第64条第1項中「市」を「市町村」に改める。

第65条中第5項を第6項とし，第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ，第1項の次に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第66条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第67条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第73条（見出しを含む。）中「市」を「市町村」に改める。

第86条第1項第2号及び同条第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第97条（見出しを含む。）中「市」を「市町村」に改め、同条第1号中「指定療養介護」を「指定生活介護」に改め、同条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は療養介護医療費」を削る。

第110条中「指定短期入所に」を「短期入所に」に改める。

第115条第2項中「市」を「市町村」に改める。

第117条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第134条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第135条第2項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第137条中「第32条」の次に「、第33条第4項」を加える。

第139条第1項第1号及び同条第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第146条の次に次の1条を加える。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第146条の2 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第126条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同

じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準条例第126条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第149条第2号において同じ。）を、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第125条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第149条中「基準該当障害福祉サービス（」の次に「第150条の2に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。」を加え、同条第1号中「指定通所介護事業者等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第2号中「機能訓練室」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第3号中「指定通所介護事業所等の」を「指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の」に改め、「当該指定通所介護事業所等」の次に「又は当該指定通所リハビリテーション事業所」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加える。

第150条の次に次の1条を加える。

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

第150条の2 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して自立訓練（機能訓練）を行う病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う当該自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されて

いること。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が，利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため，指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第158条中「について市に情報を提供する」を「を市町村に報告する」に改める。

第197条中「第143条」の次に「，第186条第6項」を加える。

第199条中「指定就労継続支援B型事業者は，指定就労継続支援B型事業所」を「基準該当就労継続支援B型事業者は，基準該当就労継続支援B型事業所」に改める。

第201条中「第143条」の次に「，第186条第6項」を加える。

第206条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は，業務を行うに当たっては，利用者の自己決定の尊重を原則とした上で，利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には，適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第207条を次のように改める。

（実施主体）

第207条 指定就労定着支援事業者は，生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって，過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならない。

第214条第1項第2号中「利用者の数の」を「場合の」に改め，同号ア及びイを次のように改める。

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ定める数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に，利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ定める数

(ア) 利用者の数が30以下 1以上

(イ) 利用者の数が31以上 1に，利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

第214条中第4項を第6項とし，第3項を第5項とし，第2項の次に次の2項を加える。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け，かつ，指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては，指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。次項において同じ。）を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第217条を次のように改める。

第217条 削除

第218条の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に1回以上、」を「定期的に」に改め、「より」の次に「、又は規則で定める方法により情報通信機器を活用して」を加える。

第221条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「効果的に」の次に「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第226条第3項中「援助を」を「援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を」に改める。

第227条第2項中「市」を「市町村」に改める。

第229条中第6項を第7項とし、第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第230条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第230条の次に次の1条を加える。

（地域との連携等）

第230条の2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下この条及び第247条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者に

よる評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第237条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第238条中「第82条」を削る。

第239条中「入浴」を「相談，入浴」に、「食事」を「若しくは食事」に、「援助を」を「援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を」に改める。

第240条中「又は食事」を「若しくは食事」に、「援助を」を「援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を」に改める。

第247条の見出しを「（地域との連携等）」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「協議会等における」を加え、同項を同条第7項とし、同条第1項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「実施状況」の次に「及び第2項の報告，要望，助言等の内容又は前項の評価の結果」を加え、同項を同条第6項とし、同条に第1項から第5項までとして次の5項を加える。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望，助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告，要望，助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

第248条中「第82条」を削る。

第249条中「援助（第251条第1項）」を「援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助（第251条第1項）」に改める。

第250条中「又は食事」を「若しくは食事」に、「援助を」を「援助又はこれに併せて行われる居宅

における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を」に改める。

第259条中「第82条」を削り、「外部サービス利用型指定共同生活援助計画」を「外部サービス利用型共同生活援助計画」に改める。

第260条第1項中「指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援等基準条例第69条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削り、同条第2項中「指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第263条中「又は会議」を「会議又は協議会」に改める。

第2条 水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例の一部を次のように改正する。

目次中「第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第164条－第166条）」を

「第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第164条－第166条）」を

第8章の2 就労選択支援

第1節 基本方針（第166条の2）

第2節 人員に関する基準（第166条の3・第166条の4）

第3節 設備に関する基準（第166条の5）

第4節 運営に関する基準（第166条の6－第166条の9）に改める。

第3条第1項中「及び第7章」を「第7章、第8章及び第9章」に改める。

第8章の次に次の1章を加える。

第8章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第166条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第166条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として規則で定めるものをいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第166条の4 第57条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第166条の5 第89条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第166条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第166条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第166条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第166条の9 第12条から第23条まで、第26条、第31条、第36条の2、第38条の2から第44条まで、第65条、第68条、第74条、第76条から第78条まで、第82条、第83条、第92条、第93条、第95条から第101条まで、第142条及び第158条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第177条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第177条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第192条中「及び第143条」を「、第143条及び第177条の2」に改める。

第197条及び第201条中「第143条」の次に「第177条の2」を加える。

第262条第1項中「第163条」の次に「第166条の9」を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例（以下「新条例」という。）第230条の2（新条例第259条において準用する場合を含む。）及び第247条の規定の適用については、新条例第230条の2第2項及び第3項並びに第247条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新条例第230条の2第4項及び第247条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市障害者支援施設基準条例の一部を改正する条例

水戸市障害者支援施設基準条例（令和2年水戸市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第13条第1項第2号及び同条第3項並びに第14条第1項第1号及び同条第3項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第26条第1項中「市」を「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」に改める。

第28条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第29条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第30条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（第6項において「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第29条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第30条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよ

う努めなければならない。

第30条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第30条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第30条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の規定により定める指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に当該地域移行等意向確認等において把握又は確認をした内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第29条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第50条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

3 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第54条の見出しを「（地域住民に対する説明）」に改め、同条第2項を削る。
第58条中「又は会議」を「、会議又は協議会」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、改正後の第30条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和8年3月31日までの間、改正後の第30条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市指定障害者支援施設等基準条例の一部を改正する条例

水戸市指定障害者支援施設等基準条例（令和2年水戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

4 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第5条第1項第2号及び同条第3項並びに第6条第1項第1号及び同条第3項中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第18条第3項中「市」を「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」に改める。

第20条、第25条第1項、第30条及び第31条第1項中「市」を「市町村」に改める。

第32条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第33条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第34条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（第6項において「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第33条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第34条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第34条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第34条の2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第34条の3 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の規定により定める指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に当該地域移行等意向確認等において把握又は確認をした内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第33条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第50条（見出しを含む。）中「市」を「市町村」に改める。

第57条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等

の対応を取り決めるよう努めなければならない。

- 3 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。第64条の見出しを「（地域住民に対する説明）」に改め、同条第2項を削る。第69条中「又は会議」を「、会議又は協議会」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、改正後の第34条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和8年3月31日までの間、改正後の第34条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市指定通所支援事業等基準条例の一部を改正する条例

水戸市指定通所支援事業等基準条例（令和2年水戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針（第68条）

第2節 人員に関する基準（第69条・第70条）

第3節 設備に関する基準（第71条）

第4節 運営に関する基準（第72条－第78条）」を

「第3章 削除」に改める。

第2条第1項第3号中「市が支払う指定通所支援」を「市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援」に、「市が支払う肢体不自由児通所医療」を「市町村が支払う肢体不自由児通所医療」に、「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同項第5号中「第68条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第3条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第3項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に、「市」を「市町村」に改め、同条第4項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第4条の見出しを「（指定障害児通所支援事業者の指定）」に改め、同条第2号中「第6条の2の2第3項」を「第6条の2の2第2項」に、「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

第5条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第7条第4項を削り、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第7条第5項を削り、同条第6項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「第4項第1号」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項中「から第5項まで」を「第2項及び第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第7条第9項中「前項」を「前2項」に改める。

第8条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第11条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第12条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「以下この項において同じ」を削り、「及

び便所」を「，便所及び静養室」に改め，同項ただし書を削り，同条第3項を削り，同条第2項中「前項」を「第1項」に改め，同項ただし書を削り，同項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において，治療を行う場合には，前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて，医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第12条第4項中「前項」を「第2項」に改め，同項ただし書中「場合は」の次に「，同項に掲げる設備を除き」を加える。

第13条ただし書中「にあつては」を「（児童発達支援センターであるものを除く。）にあつては」に改める。

第15条第3項及び第17条中「市」を「市町村」に改める。

第22条の見出しを「（指定障害児通所支援事業者との連携等）」に改め，同条中「市」を「市町村」に改める。

第25条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める額」に改め，同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか，当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第26条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に，「市」を「市町村」に改める。

第27条第1項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に，「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第28条の見出しを削り，同条の前に見出しとして「（指定児童発達支援の取扱方針）」を付し，同条第1項中「次条第1項」を「第29条第1項」に改め，同条第5項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を，保護者に示すとともに，」に改め，同項を同条第7項とし，同条第4項中「その提供する」を「，その提供する」に，「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で，自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に，「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）」に改め，同項を同条第6項とし，同条第3項を同条第5項とし，同条第2項を同条第3項とし，同項の次に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は，障害児の適性，障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から，指定児童発達支援の提供に当たっては，心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第28条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は，障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第28条の次に次の2条を加える。

第28条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第28条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第29条第2項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「課題、」の次に「第28条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第5項中「障害児」の次に「の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児」を加え、同条第7項中「通所給付決定保護者」の次に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者」を加える。

第30条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第32条の見出しを「（支援）」に改め、同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第37条の見出し中「市」を「市町村」に改め、同条中「特例障害児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を加え、「市」を「市町村」に改める。

第41条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第42条の2第3項中「障害児の保護者」及び「当該保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第44条中「指定児童発達支援事業者」の次に「（治療を行うものを除く。）」を加える。

第56条第4項中「第21条の5の22」を「第21条の5の22第1項」に改める。

第62条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第68条から第78条まで 削除

第79条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第82条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第88条第1項中「には、指導訓練」を「は、発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第92条第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「訓練等」を「支援」に、「」を行い、及び」を「」を行い、並びに」に、「職業訓練又はは」を「職業訓練若しくは」に改める。

第98条中「第4項及び第5項を除く。）」を「第6項及び第7項を除く。）」、第28条の2に、「第51条、第52条」を「から第52条まで」に、「第54条」を「並びに第54条」に改め、「並びに第77条」を削る。

第103条中「及び第5項」を削り、「第29条」を「第28条の3」に、「第51条、第52条」を「から第52条まで」に改め、「第77条」を削る。

第104条第1項中「第3項及び第6項を除く。）」、第69条を「第4項及び第5項を除く。）」に、「第4項」を「第3項」に、「同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項を「同条第6項」に、「同条第8項」を「同条第7項」に、「第69条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「」を「同条第8項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該」に改める。

第106条第1項中「第72条」を削り、同条第2項中「第72条」を削り、「指定医療型児童発達支援又は」を「又は」に改め、「指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第3項及び第4項中「第72条」を削る。

第107条第1項中「第78条」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定（以下「指定」という。）を受けたものとみなされている水戸市指定通所支援事業等基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）に係る従業者及びその員数に関する基準については、改正後の水戸市指定通所支援事業等基準条例（以下「新条例」という。）第7条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 3 一部改正法附則第4条第1項の規定により指定を受けたものとみなされている指定児童発達支援事業者に係る設備に関する基準については、新条例第12条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 4 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者に係る新条例第5条に規定する指定児童発達支援の事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）が主として難聴児を通わせるもの又は主として重症心身障害児を通わせるものである場合の当該指定児童発達支援事業所の従業者及びその員数並びに利用定員に関する基準については、新条例第7条及び第13条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 5 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者に係る指定児童発達支援事業所が主として難聴児を通わせるもの又は主として重症心身障害児を通わせるものである場合の当該指定児童発達支援事業所の設備に関する基準については、新条例第12条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

6 新条例第28条の2（新条例第60条，第64条，第85条，第86条，第90条及び第98条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，令和7年3月31日までの間，新条例第28条の2中「公表しなければ」とあるのは，「公表するよう努めなければ」とする。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市軽費老人ホーム基準条例の一部を改正する条例

水戸市軽費老人ホーム基準条例（令和2年水戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第29条第2項を同条第7項とし、同条第1項の次に次の5項を加える。

- 2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。
 - (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第30条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第30条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市養護老人ホーム基準条例の一部を改正する条例

水戸市養護老人ホーム基準条例（令和2年水戸市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第14条第5項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第27条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。この場合において、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に定める要件を満たすこととすることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第27条第2項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

- 2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、改正後の第27条第1項の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市特別養護老人ホーム基準条例の一部を改正する条例

水戸市特別養護老人ホーム基準条例（令和2年水戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第34条の2」を「第34条の3」に改める。

第25条中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第26条第2項中「第34条の2」を「第34条の3」に改める。

第30条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかななければならない。この場合において、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に定める要件を満たすこととすることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第30条第2項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第2章中第34条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員

会の開催)

第34条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全を確保しつつ、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第43条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第45条中「第34条の2」を「第34条の3」に改める。

第51条中「第34条及び第34条の2」を「及び第34条から第34条の3まで」に改める。

第55条中「第34条の2」を「から第34条の3まで」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間、改正後の第30条第1項(改正後の第45条、第51条及び第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第34条の3(改正後の第45条、第51条及び第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第34条の3中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市指定居宅サービス事業等基準条例等の一部を改正する条例

(水戸市指定居宅サービス事業等基準条例の一部改正)

第1条 水戸市指定居宅サービス事業等基準条例（令和2年水戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第25条中第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第35条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第48条ただし書及び第54条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第58条中第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(4) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第65条ただし書及び第70条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第76条中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(4) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第85条第3項中「に規定する人員」を「から第3項までに規定する人員」に、「第1項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第2条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省

令第5号。以下「介護医療院基準」という。)第4条に規定する医師に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第89条中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(4) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第90条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーションの実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第99条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(5) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第99条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(4) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第99条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(4) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第105条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第109条中第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(4) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第122条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第126条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、介護老人保健施設基準第2条又は介護医療院基準第4条に規定する医師に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第129条中第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(4) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第130条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりハビリテーションの実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第138条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第144条第4項中「身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)」を「身体拘束等」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第155条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)

第155条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全を確保しつつ、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならない。

第163条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結

果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第168条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第175条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第181条第1項第2号を削り、同項第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第182条第1項第3号を削り、同項第4号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同条第2項中「前項第4号及び第5号」を「前項第3号及び第4号」に、「前項に」を「同項に」に改める。

第183条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症患者療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第185条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第193条第1項第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症患者療養病棟を有する病院」を削り、「又は老人性認知症患者療養病棟に係る」を「に係る」に改める。

第195条中「及び第155条」を「、第155条及び第155条の2」に改める。

第198条第1項中「ユニット型指定短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の」に、「次の各号に掲げるとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「に規定する設備」を「から第4項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次の各号に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- ア ユニット 次に定めるところによる。
- (ア) 病室 次に定めるところによる。
- a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
 - b いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えてはならない。
 - c 一の病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
 - d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (イ) 共同生活室 次に定めるところによる。
- a いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 - c 必要な設備及び備品を備えること。
- (ウ) 洗面設備 次に定めるところによる。
- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
 - b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- (エ) 便所 次に定めるところによる。
- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
 - b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- イ 廊下幅 1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。
- ウ 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。
- エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- (3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- (4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次の各号に掲げる設備を有することとする。
- (1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
 - (2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能

訓練室及び浴室については、次に掲げる基準を満たさなければならない。

ア ユニット 次に定めるところによる。

(ア) 病室 次に定めるところによる。

- a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- b いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えてはならない。
- c 一の病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室 次に定めるところによる。

- a いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備 次に定めるところによる。

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所 次に定めるところによる。

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅 1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。

ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同省令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に掲げるもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第200条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第205条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第206条第1項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

第207条中「第112条」の次に「及び第114条（第3項に係る部分に限る。）」を加える。

第209条に次の1項を加える。

9 次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1以上」とあるのは、「0.9以上」とする。

(1) 第227条において準用する第155条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第210条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第216条第9項を削る。

第218条の次に次の1条を加える。

（口腔衛生の管理）

第218条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第224条第2項を同条第7項とし、同条第1項の次に次の5項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保し

ていること。

(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第227条中「及び第148条」を「、第148条及び第155条の2」に改める。

第231条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第240条第1項中「介護保険法施行令」の次に「（平成10年政令第412号）」を加える。

第241条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第245条中第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(7) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第245条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第246条第1項中「内容」の次に「、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対

対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービスの提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第251条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第258条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第263条中第5号を第9号とし、第4号を第8号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。
- (6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。
- (7) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第263条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第264条に次の1項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該指定特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

（水戸市指定居宅サービス事業等基準条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 水戸市指定居宅サービス事業等基準条例の一部を改正する条例（令和3年水戸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

付則第2項を次のように改める。

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、改正後の水戸市指定居宅サービス事業等基準条例（以下「新条例」という。）第3条第3項（新条例第95条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）、第33条の2（新条例第102条において準用する場合に限る。）及び第42条の2（新条例第102条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うもの」とあるのは「行

うよう努めるもの」とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第70条第1項ただし書、第76条、第85条、第89条、第90条、第99条、第126条、第129条及び第130条の改正規定 令和6年6月1日

(2) 第1条中第35条に1項を加える改正規定及び第251条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に1項を加える改正規定 令和7年4月1日

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の水戸市指定居宅サービス事業等基準条例（以下「新条例」という。）第144条第6項（新条例第172条及び第179条において準用する場合を含む。）、第163条第8項、第185条第6項及び第200条第8項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第155条の2（新条例第170条、第172条、第179条、第195条（新条例第207条において準用する場合を含む。）及び第227条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第155条の2中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第218条の2の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例等の一部を改正する 条例

(水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例の一部改正)

第1条 水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例（令和2年水戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第30条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条中第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第42条ただし書及び第47条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第58条中第17号を第19号とし、第16号を第18号とし、同条第15号中「及び第10号」を「第9号及び第12号」に改め、同号を同条第17号とし、同条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第8号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(9) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条第4項中「前条第15号」を「前条第17号」に改める。

第61条第3項中「に規定する人員」を「から第3項までに規定する人員」に、「第1項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第2条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準」という。）第4条に規定する医師に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみな

すことができる。

第68条第1号中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を加え、同条第16号を同条第19号とし、同条第15号を同条第18号とし、同条第14号中「第12号」を「第15号」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第9号から第13号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(11) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第68条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーションの実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第77条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(4) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第77条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(4) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第77条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(4) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、介護老人保健施設基準第2条又は介護医療院基準第4条に規定する医師に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第92条中第15号を第18号とし、第14号を第17号とし、同条第13号中「第11号」を「第14号」に改め、

同号を同条第16号とし、同条中第12号を第15号とし、第9号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(11) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第92条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーションの実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第97条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第103条の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条第1項中「身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）」を「身体拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条第2項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を加え、「前項各号」を「同項各号」に改める。

第108条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催）

第108条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全を確保しつつ、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならない。

第125条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第137条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第143条第1項第2号を削り、同項第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第144条第1項第3号を削り、同項第4号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同条第2

項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に改める。

第145条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第147条の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第149条第1項第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「又は老人性認知症疾患療養病棟に係る」を「に係る」に改める。

第151条中「及び第108条」を「、第108条及び第108条の2」に改める。

第161条第1項中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」に、「次の各号に掲げるとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「に規定する設備」を「から第4項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次の各号に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次に掲げる基準を満たさなければならない。

ア ユニット 次に定めるところによる。

(ア) 病室 次に定めるところによる。

a 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

b いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えてはならない。

c 一の病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室 次に定めるところによる。

a いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活

を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 - c 必要な設備及び備品を備えること。
- (ウ) 洗面設備 次に定めるところによる。
- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
 - b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- (エ) 便所 次に定めるところによる。
- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
 - b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- イ 廊下幅 1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。
- ウ 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。
- エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- (3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- (4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次の各号に掲げる設備を有することとする。
- (1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
- (2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次に掲げる基準を満たさなければならない。
- ア ユニット 次に定めるところによる。
- (ア) 病室 次に定めるところによる。
- a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
 - b いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えてはならない。
 - c 一の病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
 - d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (イ) 共同生活室 次に定めるところによる。

- a いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 - c 必要な設備及び備品を備えること。
- (ウ) 洗面設備 次に定めるところによる。
- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
 - b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- (エ) 便所 次に定めるところによる。
- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
 - b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- イ 廊下幅 1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。
- ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
- エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- (3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- (4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同省令第21条第3号に規定する食堂とみなす。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。
- 第164条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。
- 第165条第1項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。
- 第173条に次の1項を加える。
- 9 次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1以上」とあるのは、「0.9以上」とする。
- (1) 第186条において準用する第108条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
- ア 利用者の安全及びケアの質の確保
 - イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
 - ウ 緊急時の体制整備
 - エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」とい

う。)の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第174条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第179条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生の管理)

第179条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第180条の見出し中「禁止」を「禁止等」に改める。

第183条第2項を同条第7項とし、同条第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第186条中「、第35条第2項」を削り、「及び第107条」を「、第107条及び第108条の2」に改める。

第188条第11号を削る。

第197条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第203条中「、第35条第2項」を削り、「第180条まで」を「第179条まで、第180条」に改める。

第207条第1項中「介護保険法施行令」の次に「（平成10年政令第412号）」を加える。

第208条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第215条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第219条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(9) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第219条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第220条第1項中「期間」の次に「、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第5項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）」を「モニタリング」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第225条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第233条中第6号を第10号とし、第5号を第9号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の3号を加える。

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(8) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第233条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第234条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、指定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該指定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例の一部を改正する条例（令和3年水戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

付則第2項を次のように改める。

2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、改正後の水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例（以下「新条例」という。）第3条第3項（新条例第70条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）、第28条の2（新条例第75条において準用する場合に限る。）及び第36条の2（新条例第75条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うもの」とあるのは「行うよう努めるもの」とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第47条第1項ただし書、第58条、第59条第4項、第61条、第68条（第1号の改正規定を除く。）、第77条、第79条及び第92条の改正規定 令和6年6月1日

(2) 第1条中第30条に1項を加える改正規定及び第215条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に1項を加える改正規定 令和7年4月1日

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例（以下「新条例」という。）第103条第3項（新条例第127条、第134条及び第141条において準用する場合を含む。）及び第147条第3項（新条例第166条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第108条の2（新条例第127条、第134条、第141条、第151条（新条例第166条において準用する場合を含む。）及び第186条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第108条の2中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第179条の2の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を改正する条例

水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例（平成25年水戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項第11号を削り、同項第12号を同項第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「同一施設内」を「同一敷地内」に改める。

第8条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第25条中第11号を第13号とし、第8号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第35条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第48条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項第11号を削り、同項第12号を同項第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第49条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第52条中第9号を第11号とし、第5号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。
- (6) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第60条の9中第9号を第11号とし、第5号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。
- (6) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得

ない理由を記録しなければならない。

第60条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第60条の30中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(4) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第63条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第66条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第67条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第71条中第8号を第10号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

(6) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第72条第1項中「及び次条」を削る。

第83条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。第190条第7項第4号において同じ。）」を削る。

第84条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の業務に従事することができる。

第93条の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条第1項中「身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）」を「身体拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条中「講じるよう」を「講ずるよう」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における

利用者の安全を確保しつつ、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第117条の2の見出し中「禁止」を「禁止等」に改める。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
 - 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
 - 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
 - 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。
- 第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。
- 第130条第7項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条に次の1項を加える。
- 11 次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、同号ア中「1を」とあるのは、「0.9を」とする。
 - (1) 第148条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
 - ア 利用者の安全及びケアの質の確保
 - イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
 - ウ 緊急時の体制整備
 - エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）

の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第146条第2項を同条第7項とし、同条第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次の各号に掲げる要件を満たす医療機関を定めるよう努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第148条中「第100条」の次に「、第106条の2」を加える。

第150条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第164条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第165条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第171条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるために」、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次の後段

及び各号を加える。

この場合において、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に定める要件を満たすこととすることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第171条第2項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第176条中「まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第186条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第188条中「第5項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第190条第7項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とする。

第191条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第196条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条中「及び第106条」を「, 第106条及び第106条の2」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第35条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、改正後の第93条第3項及び第196条第5号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第106条の2（改正後の第128条、第148条、第176条、第188条及び第201条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第106条の2中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第171条第1項（改正後の第188条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例の一部を改正する条例

水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例（平成25年水戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第46条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に、「同条第7項」を「第46条第7項」に改める。

第11条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第26条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

(7) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第36条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第46条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第47条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の業務に従事することができる。

第63条の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条第1項中「身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）」を「身体拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果

について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第70条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)

第70条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全を確保しつつ、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第75条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第85条の2の見出し中「禁止」を「禁止等」に改める。

第86条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第90条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第93条中「及び第68条」を「、第68条及び第70条の2」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第36条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、改正後の第63条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第70条の2（改正後の第93条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第70条の2中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例の一部を改正する条例

水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例（平成30年水戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「が35」を「（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じて得た数を加えて得た数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う居宅サービス計画の情報の共有等のための電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第8条第2項を次のように改める。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得なければならない。

第8条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第17条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（次号において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第17条第15号ア中「利用者居宅を訪問し」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように

加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、規則で定める場合に該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、規則で定める方法により情報通信機器を活用して、利用者に面接することができるものとする。

第17条第29号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第26条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第26条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市指定介護予防支援事業等基準条例の一部を改正する条例

水戸市指定介護予防支援事業等基準条例（平成27年水戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（担当職員等の員数）」に改め、同条第1項中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項の」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項の規定により置く管理者とすることができる。

4 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第8条第2項中「対し」を「対し、」に改め、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加える。

第14条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第16条各号列記以外の部分中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」を「省令」に改め、同条第4号中「次章」の次に「（第35条第30号を除く。）」を加える。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第35条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（次号において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第35条第16号アを次のように改める。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。

第35条第16号ウを同号オとし、同号イ中「月に」を「月（イただし書の規定による面接をする月を除く。）に」に改め、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、規則で定める場合に該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下イにおいて「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間においては、規則で定める方法により情報通信機器を活用して、利用者に面接することができるものとする。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第35条に次の1号を加える。

(30) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第25条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市指定介護老人福祉施設基準条例の一部を改正する条例

水戸市指定介護老人福祉施設基準条例（令和2年水戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第29条中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第30条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第38条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。この場合において、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に定める要件を満たすこととすることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第38条第2項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第39条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第45条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)

第45条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全を確保しつつ、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第57条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第39条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、この条例による改正後の水戸市指定介護老人福祉施設基準条例（以下「新条例」という。）第38条第1項（新条例第59条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第45条の3（新条例第59条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第45条の3中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市介護老人保健施設基準条例の一部を改正する条例

水戸市介護老人保健施設基準条例（令和2年水戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第6項中「医師，」を削り，同項第3号を次のように改める。

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数が100以上の病院の場合に限る。）

第22条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第29条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第36条第2項第2号中「又は」を「及び」に改める。

第37条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め，同条第1項を次のように改める。

介護老人保健施設は，入所者の病状の急変等に備えるため，あらかじめ，次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては，病院に限る。）を定めておかなければならない。この場合において，複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に定める要件を満たすこととすることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を，常時確保していること。
- (2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を，常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において，当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い，入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第37条第2項を同条第6項とし，同条第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護老人保健施設は，1年に1回以上，協力医療機関との間で，入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに，協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 介護老人保健施設は，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で，新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症，同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 介護老人保健施設は，協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては，当該第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護老人保健施設は，入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に，当該入所者の病状が軽快し，退院が可能となった場合においては，再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第38条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め，「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え，同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に，「同項」を「前項」に改め，同条に次の1項を加える。

- 3 介護老人保健施設は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第43条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)

第43条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における入所者の安全を確保しつつ、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第55条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第38条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間、この条例による改正後の水戸市介護老人保健施設基準条例(以下「新条例」という。)第37条第1項(新条例第57条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第43条の3(新条例第57条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第43条の3中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市介護医療院基準条例の一部を改正する条例

水戸市介護医療院基準条例（令和2年水戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第29条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第36条第2項第1号から第3号までの規定中「又は」を「及び」に改める。

第37条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。この場合において、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に定める要件を満たすこととすることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第37条第2項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第38条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第43条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員

会の開催)

第43条の3 介護医療院は、当該介護医療院における入所者の安全を確保しつつ、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第55条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第38条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、この条例による改正後の水戸市介護医療院基準条例（以下「新条例」という。）第37条第1項（新条例第57条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第43条の3（新条例第57条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第43条の3中「開催しなければならない」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市介護保険条例の一部を改正する条例

水戸市介護保険条例（平成12年水戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 政令第38条第1項第1号に掲げる者 20,880円
- (2) 政令第38条第1項第2号に掲げる者 35,520円
- (3) 政令第38条第1項第3号に掲げる者 50,160円
- (4) 政令第38条第1項第4号に掲げる者 65,880円
- (5) 政令第38条第1項第5号に掲げる者 73,200円
- (6) 政令第38条第1項第6号に掲げる者 87,840円
- (7) 政令第38条第1項第7号に掲げる者 95,160円
- (8) 政令第38条第1項第8号に掲げる者 109,800円
- (9) 政令第38条第1項第9号に掲げる者 124,440円
- (10) 政令第38条第1項第10号に掲げる者 139,080円
- (11) 政令第38条第1項第11号に掲げる者 153,720円
- (12) 政令第38条第1項第12号に掲げる者 175,680円
- (13) 政令第38条第1項第13号に掲げる者 197,640円

第7条に次の4項を加える。

- 2 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第9号の基準所得金額は、同条第9項本文及び同項第1号の規定にかかわらず、4,000,000円とする。
- 3 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第10号の基準所得金額は、同条第9項本文及び同項第2号の規定にかかわらず、5,000,000円とする。
- 4 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第11号の基準所得金額は、同条第9項本文及び同項第3号の規定にかかわらず、6,000,000円とする。
- 5 令和6年度から令和8年度までの政令第38条第1項第12号の基準所得金額は、同条第9項本文及び同項第4号の規定にかかわらず、10,000,000円とする。

第9条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「ハ、」を「ニ、」に、「若しくは第5号ロ又は第7条第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イ」を「第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第7条第1号から第10号」を「第7条第1項第1号から第12号」に改める。

第10条第1項中「合計所得金額」の次に「（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条及び第9条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料率から適用し、令和5年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

水戸市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年水戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号アからキまで以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、65歳以上75歳未満の者で、それぞれ該当する障害が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第50条第2号の政令で定める程度の障害の状態にあるものにあつては、同号の規定による認定を受けたものに限る。

第2条第5号ア中「第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（以下「身体障害者手帳の交付を受けた者」という。）」を「第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けた者」に改め、「（65歳以上75歳未満の者にあつては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第50条第2号に該当する者に限る。）」を削り、同号イ中「（65歳以上75歳未満の者にあつては、高齢者医療確保法第50条第2号に該当する者に限る。）」を削り、同号ウ中「3級」の次に「又は4級」を加え、「（65歳以上75歳未満の者にあつては、高齢者医療確保法第50条第2号に該当する者に限る。）」を削り、同号エ及びカ中「（65歳以上75歳未満の者にあつては、高齢者医療確保法第50条第2号に該当する者に限る。）」を削り、同号キ中「第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳」を「第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）」に改め、「第155号」の次に「。以下「精神保健福祉法施行令」という。」を加え、「（65歳以上75歳未満の者にあつては、高齢者医療確保法第50条第2号に該当する者に限る。）」を削り、同号に次のように加える。

ク 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が省令別表の3級又は4級に該当し、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神保健福祉法施行令第6条第3項に規定する2級に該当する者

ケ 児童相談所又は更生相談所において知能指数が50以下と判定され、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神保健福祉法施行令第6条第3項に規定する2級に該当する者

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例

水戸市児童福祉施設基準条例（令和2年水戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第31条中「ついて」の次に「，年齢，発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより，母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第34条中「児童家庭支援センター」の次に「，里親支援センター」を加える。

付 則

この条例は，令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市斎場条例の一部を改正する条例

水戸市斎場条例（昭和52年水戸市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（設置）

第2条 公衆衛生の向上及び市民の福祉増進に寄与するため、斎場を次の表のとおり設置する。

名称	位置
水戸市堀斎場	水戸市堀町2106番地の2
水戸市下入野斎場	水戸市下入野町2205番地

第3条中「水戸市斎場」を「前条に規定する斎場」に改め、「次の」の次に「各号に掲げる」を加え、同条に次の2号を加える。

(3) 待合室 火葬又は葬儀等の執行に伴い、待合等のため使用する施設

(4) 霊安室 火葬の前に一時的に死体を保管する施設

第4条に次の1項を加える。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付すことができる。

第5条中「一に」を「いずれかに」に、「許可しない」を「斎場の使用を許可しない」に改め、同条第2号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

第5条の次に次の2条を加える。

（権利譲渡等の禁止）

第5条の2 斎場の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に斎場を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第5条の3 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用の許可を取り消し、又はその使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長はその責めを負わない。

(1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

第6条第1項中「斎場の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は」を「使用者は、斎場の使用の許可を受けた際（特に納期限を定める場合にあっては、当該納期限まで）に」に改め、同条第2項を削る。

第8条ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「その他」を「前号に掲げるもののほか、」に改める。

別表第1中

「使 用 料」を「使用料 (円)」に、

「本市の住民」を「本市に住所を有する者」に、「本市以外の住民」を「本市に住所を有しない者」に、「5,000円」を「5,000」に、「40,000円」を「40,000」に、「産じょく汚物」を「産褥汚物」に、「2,000円」を「2,000」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

式場等使用料

1 水戸市堀斎場

区 分	単 位	使用料 (円)	
		本市に住所を有する者	本市に住所を有しない者
第1式場	3時間まで	60,000	120,000
	超過1時間ごと	15,000	30,000
第2式場	3時間まで	20,000	40,000
	超過1時間ごと	5,000	10,000
第3式場	3時間まで	10,000	20,000
	超過1時間ごと	2,500	5,000
待合室	1室1時間ごと	2,500	5,000
霊安室	1棺24時間ごと	1,100	2,200

2 水戸市下入野斎場

区 分	単 位	使用料 (円)	
		本市に住所を有する者	本市に住所を有しない者
大式場	3時間まで	35,000	70,000
	超過1時間ごと	8,750	17,500
小式場	3時間まで	18,000	36,000
	超過1時間ごと	4,500	9,000
待合室	1室1時間ごと	2,500	5,000
霊安室	1棺24時間ごと	4,000	8,000

備考

- 1 式場の使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 式場の超過時間又は待合室の使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。
- 3 霊安室の使用時間が24時間に満たない場合は、24時間とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第3条の改正規定（「水戸市斎場」を「前条に規定する斎場」に改める部分を除く。）、第4条に1項を加える改正規定、第5条の改正規定、同条の次に2条を加える改正規定並びに第6条、第8条及び別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の改正後の第2条に規定する斎場の使用に係る使用の許可、使用料の徴収その他必要な行為は、同日前においても、改正後の水戸市斎場条例の例により行うことができる。

(水戸市公共施設における暴力団等の排除に関する条例の一部改正)

- 3 水戸市公共施設における暴力団等の排除に関する条例（平成22年水戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「水戸市斎場」を「斎場」に改める。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

水戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年水戸市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

東前第二地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された水戸・勝田都市計画東前第二地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----------------	---

別表第2に次のように加える。

東前第二地区地区整備計画区域	一般住宅地区	ア 工場（政令第130条の6に定めるものを除く。） イ ボーリング場，スケート場，水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設 ウ ホテル又は旅館 エ 自動車教習所 オ 床面積の合計が15㎡を超える畜舎
	沿道業務地区	ア 自動車教習所 イ 床面積の合計が15㎡を超える畜舎

別表第2備考中「及び県庁南地区地区整備計画区域」を「，県庁南地区地区整備計画区域及び東前第二地区地区整備計画区域」に改める。

別表第6に次のように加える。

東前第二地区地区整備計画区域	低層住宅地区	200
	一般住宅地区	

別表第6備考中「及び県庁南地区地区整備計画区域」を「，県庁南地区地区整備計画区域及び東前第二地区地区整備計画区域」に改める。

別表第8に次のように加える。

東前第二地区地区整備計画区域	低層住宅地区	外壁等の面から都市計画道路3・5・106号大串東前線及び都市計画道路3・5・160号東前北線の道路境界線までの距離	1.5	(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下の建築物又は建築物の部分 (2) 物置その他これに類する用途に供する建築物又は建築物の部分で、軒の高さが2.3メートル以下かつ床面積の合計が5平方メートル以下のもの
	一般住宅地区			
	沿道業務地区			

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

水戸市建築基準条例の一部を改正する条例

水戸市建築基準条例（平成12年水戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第14条ただし書中「主要構造物」を「特定主要構造部」に改める。

第33条第2項中「当該部分」の次に「の特定主要構造部」を加える。

第40条第1項ただし書中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第49条第2項ただし書中「建築物」の次に「の特定主要構造部」を加える。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市都市公園条例の一部を改正する条例

水戸市都市公園条例（平成17年水戸市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条中「都市公園」の次に「（東部公園を除く。次条及び第20条第3項において同じ。）」を加える。

第5条第2号中「有料公園施設」の次に「（東部公園サッカー場を除く。次号、第6条及び第10条第1項において同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（使用期間、使用時間及び休日）

第5条の2 東部公園サッカー場の使用期間、使用時間及び休日は、別表第1の2に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、東部公園サッカー場の使用期間、使用時間及び休日を変更することができる。

第7条第1項第2号中「写真又は」を削る。

第9条の見出し中「利用」を「使用等」に改め、同条中「利用」を「使用又は利用」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（使用の許可）

第9条の2 東部公園サッカー場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付すことができる。

第15条中「第7条第1項」の次に「若しくは第9条の2第1項」を、「）又は」の次に「この条例」を加える。

第16条第1項中「使用者」の次に「（第9条の2第1項の規定による許可を受けた者を除く。）」を加え、「許可を受けた際」を「市長が定める納期限まで」に改め、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第9条の2第1項の規定による許可を受けた者は、市長が定める納期限までに、別表第3の2に定める使用料を納付しなければならない。ただし、本市に住所を有しない者に係る使用料の額は、同表に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 都市公園の使用の許可又は占有の許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、当該翌年度以降の使用料又は占有料は、毎年度の当初に当該年度分を納付しなければならない。

第19条第1項中「に係る」を「を受けた」に改める。

第20条第2項を同条第4項とし、同条第1項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

市長は、この条例又はこれに基づく規則に違反した場合は、東部公園における行為の中止、原状回復、東部公園からの退去その他の必要な措置を命ずることができる。この場合において、当該命ぜられた者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

2 市長は、前条第2項各号のいずれかに該当する場合は、前項に規定する必要な措置を命ずることができる。

第26条に次の1号を加える。

(8) 第20条第3項又は第4項の規定により同条第3項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

第29条前段中「第20条」を「第20条第1項及び第2項、第21条」に改め、同条後段を削る。

第31条第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 第9条の2第1項の規定に違反して使用した者

別表第1に次のように加える。

東部公園	サッカー場
------	-------

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第1の2（第5条の2関係）

使用期間	使用時間	休日
1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで	月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、その翌日）

別表第2中「（昭和23年法律第178号）」を削る。

別表第3第3項の表中

第7条第1項第2号に掲げるもの	写真の撮影	写真機1台	1日	100円
	映画の撮影		1日	5,000円

第7条第1項第2号に掲げるもの			1日	5,000円
-----------------	--	--	----	--------

改め、別表第3に備考として次のように加える。

備考

- 1 使用料又は占用料が日額又は月額で定められているものについて、使用し、又は占用する期間に1日又は1月に満たない端数があるときは、当該端数は、日額で定められているものにあつては1日、月額で定められているものにあつては1月として算定する。
- 2 占用料が年額で定められているものについて、占用する期間に1年に満たない端数があるときは、月割りによって算定する。この場合において、1月に満たない端数があるときは、当該端数は、1月として算定する。
- 3 使用し、又は占用する単位を1メートル又は1平方メートルとするものについて、その長さ又は面積に1メートル又は1平方メートルに満たない端数があるときは、当該端数は、1メートル又は1平方メートルとして算定する。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第3の2（第16条関係）

区分	使用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで
		グラウンド (1面につき)	高校生以下の者のみが使用する場合
	上記の場合以外の場合	12,000円	12,000円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の東部公園サッカー場の使用（次項において「使用」という。）に係る許可その他必要な行為は、施行日前においても、改正後の水戸市都市公園条例及び同項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日までの間、当該期間内の使用に係る改正後の別表第3の2の規定の適用については、同表中「7,200円」とあるのは「3,600円」と、「12,000円」とあるのは「6,000円」とする。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市営住宅及び特定市営住宅条例の一部を改正する条例

水戸市営住宅及び特定市営住宅条例（平成9年水戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表中

水戸市酒門町3026番地の1	2,700
----------------	-------

」を

水戸市酒門町3026番地の1	
----------------	--

」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

市議会議案第37号

水戸市立小学校，中学校，義務教育学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例

水戸市立小学校，中学校，義務教育学校及び幼稚園設置条例（昭和39年水戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第3水戸市立吉田が丘幼稚園の項を削る。

付 則

この条例は，令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市小吹運動公園条例の一部を改正する条例

水戸市小吹運動公園条例（平成17年水戸市条例第59号）の一部を次のように改正する。
別表第2項の表備考2中「照明」の次に「又は空調設備」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

令和6年度水戸市一般会計予算

令和6年度水戸市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ119,825,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 市税		千円 41,860,000
	1 市民税	20,294,829
	2 固定資産税	16,924,494
	3 軽自動車税	802,814
	4 市たばこ税	2,116,296
	5 入湯税	12,780
	6 都市計画税	1,708,787
2 地方譲与税		811,500
	1 地方揮発油譲与税	185,000
	2 自動車重量譲与税	577,000
	3 森林環境譲与税	49,500
3 利子割交付金		17,700
	1 利子割交付金	17,700
4 配当割交付金		221,000
	1 配当割交付金	221,000
5 株式等譲渡所得割交付金		260,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	260,000
6 法人事業税交付金		941,000
	1 法人事業税交付金	941,000
7 地方消費税交付金		7,132,000
	1 地方消費税交付金	7,132,000
8 ゴルフ場利用税交付金		66,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	66,000
9 環境性能割交付金		93,400
	1 環境性能割交付金	93,400
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		300

款	項	金 額
		千円
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	300
11 地方特例交付金		1,503,000
	1 地方特例交付金	1,486,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	17,000
12 地方交付税		12,834,000
	1 地方交付税	12,834,000
13 交通安全対策特別交付金		34,000
	1 交通安全対策特別交付金	34,000
14 分担金及び負担金		2,449,904
	1 負担金	2,449,904
15 使用料及び手数料		2,389,277
	1 使用料	1,191,655
	2 手数料	1,197,622
16 国庫支出金		24,662,550
	1 国庫負担金	20,250,374
	2 国庫補助金	4,337,754
	3 委託金	74,422
17 県支出金		9,212,893
	1 県負担金	6,198,636
	2 県補助金	2,517,454
	3 委託金	496,803
18 財産収入		237,767
	1 財産運用収入	33,721
	2 財産売払収入	204,046
19 寄附金		736,000
	1 寄附金	736,000

款	項	金額
20 繰入金		千円 2,863,894
	1 基金繰入金	2,837,894
	2 特別会計繰入金	26,000
21 繰越金		300,000
	1 繰越金	300,000
22 諸収入		3,089,415
	1 延滞金・加算金及び過料	80,000
	2 市預金利子	301
	3 貸付金元利収入	164,851
	4 受託事業収入	72,387
	5 雑入	2,771,876
23 市債		8,109,400
	1 市債	8,109,400
歳 入 合 計		119,825,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 561,720
	1 議会費	561,720
2 総務費		9,849,881
	1 総務管理費	7,854,810
	2 徴税費	1,277,380
	3 戸籍住民基本台帳費	542,079
	4 選挙費	41,617
	5 統計調査費	50,364
	6 監査委員費	83,631
3 民生費		51,073,482
	1 社会福祉費	22,387,365
	2 児童福祉費	19,378,817
	3 生活保護費	9,297,939
	4 災害救助費	9,361
4 衛生費		9,746,826
	1 保健所費	2,929,150
	2 母子保健費	759,962
	3 墓園斎場費	1,343,738
	4 清掃費	4,705,876
	5 上水道費	8,100
5 労働費		53,092
	1 労働諸費	53,092
6 農林水産業費		1,485,979
	1 農業費	1,453,945
	2 林業費	31,474
	3 水産業費	560
7 商工費		1,153,245

款	項	金額
		千円
	1 商工費	1,153,245
8 土木費		17,530,145
	1 土木管理費	536,277
	2 道路橋りょう費	4,138,071
	3 河川費	1,057,183
	4 都市計画費	10,808,099
	5 住宅費	990,515
9 消防費		4,316,059
	1 消防費	4,316,059
10 教育費		13,068,429
	1 教育総務費	1,535,677
	2 小学校費	4,176,287
	3 中学校費	932,257
	4 幼稚園費	2,396,102
	5 社会教育費	1,116,628
	6 保健体育費	2,911,478
11 災害復旧費		2
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 土木施設災害復旧費	1
12 公債費		10,786,140
	1 公債費	10,786,140
13 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出 合 計		119,825,000

第 2 表 継 続 費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8 土木費	3 河川費	吉沢町・住吉町第2調整池整備事業	千円 200,000	令和6年度	千円 80,000
				令和7年度	120,000
10 教育費	2 小学校費	酒門小学校校舎増築事業	618,000	令和6年度	221,000
				令和7年度	397,000

第 3 表 債務負担行為

事項	期間	限度額
燃えるごみ及び燃えないごみ収集運搬に係る債務負担	令和6年度から 令和14年度まで	千円 687,000
包括外部監査に係る債務負担	令和6年度から 令和7年度まで	12,000
医師修学資金貸与に係る債務負担	令和6年度から 令和12年度まで	67,800
医療機関開設等促進に係る債務負担	令和6年度から 令和14年度まで	90,000
中心市街地店舗、事務所等開設促進に係る債務負担	令和6年度から 令和7年度まで	6,000
サテライトオフィス等開設促進に係る債務負担	令和6年度から 令和7年度まで	12,000
中小企業振興支援に係る債務負担	令和6年度から 令和7年度まで	5,000
企業立地促進に係る債務負担	令和6年度から 令和11年度まで	550,000
千波公園拠点整備事業特定公園施設整備に係る債務負担	令和6年度から 令和7年度まで	100,000
寿小学校長寿命化改良に伴う給食室厨房機器購入に係る債務負担	令和6年度から 令和7年度まで	55,000
妻里小学校長寿命化改良に伴う仮設校舎賃貸借に係る債務負担	令和6年度から 令和9年度まで	246,000

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財産管理事業	千円 43,200	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。
交通政策事業	16,200			
市民センター事業	416,500			
芸術館事業	4,500			
環境対策事業	6,700			
高齢福祉事業	19,800			
児童福祉事業	39,200			
斎場事業	300,300			
清掃事業	26,400			
農業事業	134,900			
道路橋りょう事業	1,478,800			
河川事業	602,800			
都市計画事業	1,711,700			
住宅事業	259,400			
消防事業	578,900			
小学校事業	781,000			
中学校事業	122,800			
社会教育事業	92,700			
保健体育事業	186,600			
衛生債借換	199,000			
教育債借換	176,000			
臨時財政対策	912,000			

令和6年度水戸市国民健康保険会計予算

令和6年度水戸市の国民健康保険会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,484,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 5,053,600
	1 国民健康保険税	5,053,600
2 使用料及び手数料		1,701
	1 手数料	1,701
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		15,246,927
	1 県負担金	46,370
	2 県補助金	15,200,557
5 繰入金		1,485,001
	1 一般会計繰入金	1,485,000
	2 基金繰入金	1
6 繰越金		621,000
	1 繰越金	621,000
7 諸収入		75,770
	1 延滞金・加算金及び過料	60,000
	2 市預金利子	2
	3 貸付金元利収入	500
	4 雑入	15,268
歳 入 合 計		22,484,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 247,247
	1 総務管理費	165,021
	2 徴税費	80,746
	3 運営協議会費	680
	4 趣旨普及費	800
2 保険給付費		14,972,000
	1 療養諸費	13,029,360
	2 出産育児諸費	90,040
	3 葬祭諸費	17,500
	4 高額療養諸費	1,835,000
	5 移送費	100
3 国民健康保険事業費納付金		6,819,414
	1 医療給付費納付金	4,398,811
	2 後期高齢者支援金等納付金	1,790,029
	3 介護納付金納付金	630,574
4 保健事業費		203,651
	1 特定健康診査等事業費	140,046
	2 保健事業費	63,605
5 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
6 諸支出金		41,687
	1 償還金及び還付加算金	41,687
7 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出 合 計		22,484,000

令和6年度水戸市公設地方卸売市場事業会計予算

令和6年度水戸市の公設地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ976,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 460,156
	1 使用料	460,153
	2 手数料	3
2 財産収入		1,292
	1 財産運用収入	1,292
3 繰入金		1,000
	1 一般会計繰入金	1,000
4 繰越金		52,035
	1 繰越金	52,035
5 諸収入		202,517
	1 市預金利子	2
	2 雑入	202,515
6 市債		259,000
	1 市債	259,000
歳 入 合 計		976,000

歳 出

款	項	金 額
1 卸売市場費		千円 927,107
	1 卸売市場費	927,107
2 公債費		47,452
	1 公債費	47,452
3 予備費		1,441
	1 予備費	1,441
歳 出 合 計		976,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
卸売市場事業	千円 259,000	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

令和6年度水戸市駐車場事業会計予算

令和6年度水戸市の駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ171,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 120,997
	1 使用料	120,987
	2 手数料	10
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
4 市債		50,000
	1 市債	50,000
歳 入 合 計		171,000

歳 出

款	項	金 額
1 駐車場費		千円 135,279
	1 駐車場費	135,279
2 公債費		8,374
	1 公債費	8,374
3 諸支出金		26,000
	1 繰出金	26,000
4 予備費		1,347
	1 予備費	1,347
歳 出 合 計		171,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
駐車場事業	千円 50,000	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

令和6年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算

令和6年度水戸市の東前第二土地区画整理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ188,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 9,800
	1 国庫補助金	9,800
2 財産収入		72,198
	1 財産売払収入	72,198
3 繰入金		76,000
	1 一般会計繰入金	76,000
4 繰越金		30,000
	1 繰越金	30,000
5 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入 合 計		188,000

歳 出

款	項	金 額
1 東前第二土地区画整理事業費		千円 163,000
	1 東前第二土地区画整理事業費	163,000
2 公債費		24,258
	1 公債費	24,258
3 予備費		742
	1 予備費	742
歳 出 合 計		188,000

令和6年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算

令和6年度水戸市の公共用地先行取得事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ214,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 214,198
	1 一般会計繰入金	214,198
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		1
	1 市預金利子	1
歳 入 合 計		214,200

歳 出

款	項	金 額
1 公債費		千円 214,158
	1 公債費	214,158
2 予備費		42
	1 予備費	42
歳 出 合 計		214,200

令和6年度水戸市介護保険会計予算

令和6年度水戸市の介護保険会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,404,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保険料		千円 5,238,786
	1 介護保険料	5,238,786
2 使用料及び手数料		1,781
	1 手数料	1,781
3 国庫支出金		5,776,520
	1 国庫負担金	4,270,413
	2 国庫補助金	1,506,107
4 支払基金交付金		6,577,370
	1 支払基金交付金	6,577,370
5 県支出金		3,585,291
	1 県負担金	3,417,731
	2 県補助金	167,560
6 財産収入		368
	1 財産運用収入	368
7 繰入金		4,173,000
	1 一般会計繰入金	3,773,000
	2 基金繰入金	400,000
8 繰越金		27,411
	1 繰越金	27,411
9 諸収入		23,473
	1 延滞金・加算金及び過料	1
	2 市預金利子	2
	3 受託事業収入	4,300
	4 雑入	19,170
歳 入 合 計		25,404,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 406,365
	1 総務管理費	250,620
	2 徴収費	13,548
	3 介護認定費	142,197
2 保険給付費		23,655,835
	1 介護給付費	21,856,199
	2 予防給付費	433,017
	3 審査支払諸費	18,954
	4 高額介護給付費	663,741
	5 高額医療合算介護給付費	74,792
	6 特定入所者介護給付費	609,132
3 地域支援事業費		1,131,928
	1 介護予防・生活支援事業費	635,178
	2 一般介護予防事業費	81,076
	3 包括的支援・任意事業費	415,674
4 基金積立金		368
	1 基金積立金	368
5 諸支出金		9,504
	1 償還金及び還付加算金	9,504
6 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出 合 計		25,404,000

令和6年度水戸市介護サービス事業会計予算

令和6年度水戸市の介護サービス事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 サービス収入		千円 68,676
	1 介護予防給付費収入	68,676
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		2,023
	1 市預金利子	1
	2 雑入	2,022
歳 入 合 計		70,700

歳 出

款	項	金 額
1 指定介護予防支援事業費		千円 70,105
	1 指定介護予防支援事業費	70,105
2 予備費		595
	1 予備費	595
歳 出 合 計		70,700

令和6年度水戸市後期高齢者医療会計予算

令和6年度水戸市の後期高齢者医療会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,605,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 3,782,096
	1 後期高齢者医療保険料	3,782,096
2 使用料及び手数料		67
	1 手数料	67
3 繰入金		800,000
	1 一般会計繰入金	800,000
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		22,836
	1 延滞金・加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	18,250
	3 市預金利子	1
	4 雑入	4,584
歳 入 合 計		4,605,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 82,603
	1 総務管理費	68,960
	2 徴収費	13,643
2 後期高齢者医療広域連合納付金		4,502,097
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,502,097
3 諸支出金		18,250
	1 償還金及び還付加算金	18,250
4 予備費		2,050
	1 予備費	2,050
歳 出 合 計		4,605,000

令和6年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算

令和6年度水戸市の母子父子寡婦福祉資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

別表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		千円 26,183
	1 繰越金	26,183
2 諸収入		11,817
	1 貸付金元利収入	9,958
	2 雑入	1,859
歳 入 合 計		38,000

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金費		千円 36,512
	1 母子父子寡婦福祉資金費	36,512
2 予備費		1,488
	1 予備費	1,488
歳 出 合 計		38,000

令和6年度水戸市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度水戸市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	144,114件
(2) 年間総配水量	31,464,158m ³
1日平均配水量	86,203m ³
(3) 給水新設工事	1,693件
(4) 主要な建設改良事業	3,161,365千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		6,563,174千円
第1項 営業収益		6,045,725千円
第2項 営業外収益		517,349千円
第3項 特別利益		100千円
	支	出
第1款 水道事業費		6,118,900千円
第1項 営業費用		5,820,852千円
第2項 営業外費用		268,289千円
第3項 特別損失		9,750千円
第4項 予備費		20,009千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,756,071千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額260,552千円、過年度分損益勘定留保資金1,408,935千円及び当年度分損益勘定留保資金1,086,584千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		1,921,929千円
第1項 企業債		1,766,100千円
第2項 国庫補助金		13,060千円
第3項 一般会計負担金		31,051千円
第4項 一般会計補助金		3,100千円
第5項 工事負担金		108,488千円
第6項 固定資産売却代金		130千円

支 出

第1款 資本的支出	4,678,000千円
第1項 建設改良費	3,161,365千円
第2項 企業債償還金	1,514,629千円
第3項 予備費	2,006千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	楮川浄水場浄水設備取替事業	588,500	令和6年度	286,000
				令和7年度	302,500
		楮川系取水・導水施設電気設備取替事業	770,000	令和6年度	253,000
				令和7年度	253,000
				令和8年度	264,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	1,766,100	普通貸借又は債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款 水道事業費

- 第1項 営業費用
- 第2項 営業外費用
- 第3項 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費（賞与引当金繰入額等を除く） 985,469千円

(2) 交際費	140千円
(3) 賞与引当金繰入額	50,975千円
(4) 法定福利費引当金繰入額 (一般会計からの補助金)	9,932千円

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 児童手当補助金 (たな卸資産購入限度額)	8,100千円
-----------------------------	---------

第11条 たな卸資産の購入限度額は、8,673千円と定める。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖

令和6年度水戸市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度水戸市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域内人口	228,298人
(2) 年間総処理水量	30,413,023m ³
1日平均処理水量	83,323m ³
(3) 建設改良費	4,772,983千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		9,676,817千円
第1項 営業収益		4,551,513千円
第2項 営業外収益		5,125,304千円

	支	出
第1款 下水道事業費		9,504,400千円
第1項 営業費用		8,510,025千円
第2項 営業外費用		989,050千円
第3項 特別損失		1,871千円
第4項 予備費		3,454千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,026,114千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額121,272千円、過年度分損益勘定留保資金126,265千円及び当年度分損益勘定留保資金3,778,577千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		6,518,986千円
第1項 企業債		3,197,000千円
第2項 一般会計出資金		1,071,565千円
第3項 国庫補助金		1,503,555千円
第4項 県補助金		2,432千円
第5項 負担金及び分担金		741,534千円
第6項 固定資産売却代金		2,900千円

	支	出
第1款 資本的支出		10,545,100千円
第1項 建設改良費		4,772,983千円

第2項 資産購入費	3,395千円
第3項 企業債償還金	5,765,336千円
第4項 予備費	3,386千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	水戸市浄化センター 第2沈砂池・3系反応 タンク機械設備改築事業	920,000 ^{千円}	令和6年度	460,000 ^{千円}
				令和7年度	460,000
		水戸市浄化センター外 監視制御・No1雨水ポンプ 機械設備改築事業	1,482,000	令和6年度	494,000
				令和7年度	494,000
				令和8年度	494,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	3,197,000 ^{千円}	普通貸借又は 債券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款 下水道事業費

- 第1項 営業費用
- 第2項 営業外費用
- 第3項 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費（賞与引当金繰入額等を除く） 584,647千円
- (2) 賞与引当金繰入額 18,756千円
- (3) 法定福利費引当金繰入額 3,706千円

(一般会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、242,364千円である。

令和6年3月4日提出

水戸市長 高橋 靖